

## 1 自治会(管理運営組織を含む)の結成

自治会は、入居者相互の親睦、良好な環境づくり、防火・防犯活動など入居者のみなさんが団地生活を快適に過ごされるための重要な役割を果たしています。県営住宅に入居された方は全員が自治会に加入し、住みよい団地づくりに努めてください。

また、団地や住宅の構造により多少異なりますが、共同施設の管理運営に必要な費用は共益費として、原則、自治会の責任において徴収、支払いしていただきます。

## 2 環境美化

“自分たちの団地は自分たちの手で美しく”これは簡単なようでなかなかむずかしいものです。集合住宅においては、ともすれば共用部分は清掃がなおざりになったり、植木なども手入れがされないまま放置されたりしがちです。

定期的な清掃や樹木の手入れなど、自治会でよく話し合って取り組んでください。

## 3 集会所の利用

集会所はみなさんの福利厚生、文化教養などのための講習会その他の行事を行うための施設で、その管理運営は自治会で行っています。豊かな、コミュニケーションづくりの中心となるところですから効果的に利用してください。

## 4 共益費

県営住宅は集合住宅ですから、入居者のみなさんが協力し、共同で管理運営しなければならないことがたくさんあります。

団地生活上必要な共同費用は、共益費として毎月自治会に支払っていただきます。団地によっては、県が電気料など共益費の一部を住宅使用料として家賃とあわせて徴収しています(8ページ参照)ので、その団地では、共益費を分けて県と自治会に支払っていただく必要があります。ご留意ください。

共益費には次のようなものがあります。

### ●電気料

防犯灯、階段灯、集会所の電灯、エレベーター、水道ポンプなどの電気代

### ●水道料

集会所、屋外水栓などの水道代

### ●共同施設などの修繕費

集会所のガラス破損や防犯灯の電球の取り替えなど、入居者負担となっているものの費用

### ●清掃費

植木のせん定、浄化槽の清掃、排水溝の清掃、ゴミ処理費など団地の環境を維持するための費用

### ●汚水処理費

汚水処理場のある団地では、日常の維持管理を業者に委託する費用と運転に必要な電気料、水道料

### 【電力の小売全面自由化について】

平成28年4月から共益費のうち、電気料金については電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになりました。

各自治会は、小売電気事業者と直接契約することができますが、県が電気料を徴収している団地の自治会は、必ず指定管理者を通して契約してください。また、7ページで一般家庭向けの電気の自由化に記載している注意事項にも留意してください。

なお、契約にあたっては、自治会規約に基

づき事前に総会に諮る等の対応を十分に行ってください。

## 5 迷惑行為の禁止

県営住宅を住みよい団地にするためには、入居者一人ひとりがお互いの立場になって相手を尊重し、協力していくことが大切です。他の入居者に迷惑をかけないことはもちろんのこと、自治会などでルールを決め、これを守り快適な生活を送ってください。

なお、あまりに迷惑行為がひどい場合は、強制的に住宅を明け渡していただく場合もあります。

### ▶騒音の防止

お隣のテレビ、ステレオなどの大きな音や、上の階の子供が走りまわる足音などは、たいへんうるさく聞こえるものです。特に深夜・早朝の大きな話し声などはとても気になります。お互い迷惑をかけないよう注意してください。

### ▶動物の飼育禁止

団地内で犬、猫、鳥などのペットを飼育することは禁止されています。犬は玄関前を通る人の足音だけでも鳴きだすことがあります。その鳴き声は大きな迷惑となります。また、猫はベランダ越しに歩きまわり、悪臭を漂わせたりすることがあります。飼っている方にはかわいい動物であっても、他の入居者の迷惑となりますので絶対に飼わないようにしてください。

また、団地内で野良猫、ハトなどに餌を与えることも、同様に他の入居者の迷惑となりますので、お止めください。

### ▶落下物に注意

中高層住宅の窓やベランダから物を投げたり、ちょっとした不注意で植木鉢などを落としたりすると思わぬ大事故につながりかねません。

手すりの近くには物を置かないようしてください。

特に、お子さんの行動には十分注意してください。

## 6 有料駐車場の利用

団地内では、県が使用許可を行う有料駐車場を除いて通路、空き地などを自動車の保管場所とすることはできません。

正しい保管場所を確保せず、これらの場所や周辺道路などを保管場所代わりに使用した場合、「自動車の保管場所の確保に関する法律」に違反することとなります(軽自動車等で証明・届出が不要な場合でも同様です)。

また、救急車や消防車などの緊急車両の進入や活動の妨げとなるほか、見通しを悪くするため、交通事故につながることもあります。

有料駐車場がある団地では、県の許可を受けた上で、指定された場所に自動車を保管してください。

なお、団地内に有料駐車場が無い場合や、満車で空き区画が無い場合及び2台目以上の場合は、恐れ入りますが、各自で民間駐車場などにおいて自動車の保管場所を確保いただくようお願いします。

### ▶利用者の資格

当該団地の入居者又は入居者台帳に登載